

令和5年2月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 安井俊彦

「103万円の壁」及び「130万円の壁」を早急に撤廃する  
ことを求める意見書

国においては、未来を切り開く「新しい資本主義」において、成長の果実を確実に分配することで、次の成長につなげる「成長と分配の好循環」を目指しています。特に看護・介護・保育などの分野において給与の引き上げを行うとともに、民間企業の積極的な賃上げを支援するため、賃上げ税制を抜本的に拡充しています。さらに、最低賃金について、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指しており、兵庫県でも令和4年10月1日から、928円であった最低賃金が960円へと大幅な上昇が実現しています。

しかしながら、配偶者又は被扶養者の年間所得が48万円を超える場合に扶養者が配偶者控除や扶養控除を受けられなくなる「103万円の壁」や、扶養者が社会保険に加入していて、被扶養者の給与収入が130万円を超える場合に社会保険の扶養から外れる「130万円の壁」については、特に賃金の上昇局面において大きな課題となっています。

税や社会保険料の負担の増加を避けるために、賃金が上昇した分、労働時間を抑制し、年間所得を基準内に抑えるパートやアルバイトの方が増加しており、さらに、所得が増えず、実質的な賃金が上がらないばかりか、国民の社会参加の機会の減少や企業の労働者不足も問題となっています。

よって、国におかれては、基準となる所得水準により、大きく税や社会保険料

の負担が変わることのない税制や社会保険制度の構築に向けた検討の具体化と制度の見直しに取り組み、「103万円の壁」及び「130万円の壁」を早急に撤廃するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。